

都道府県水産担当部長 殿

水産庁漁政課長

### 台風第10号の接近等に伴う水産関係施設の被害防止に向けた対応について

気象庁発表の台風情報（9月3日10時30分）によると、強い台風第10号は、今後、特別警報級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の勢力まで発達し、9月5日（土）から6日（日）にかけて沖縄地方に接近するおそれがあり、その後も特別警報級の勢力を維持したまま北上し、同月6日（日）から7日（月）にかけて奄美地方から九州を中心に接近または上陸するおそれがある予報となっており、暴風、大雨等による水産関係施設への影響が懸念される所です。

このため、下記について、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、周知徹底をお願いします。

特に、前線に伴う大雨、台風等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、漁ろう作業及び水産関係施設の見回りについては気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないなど、人命を最優先に二次災害の防止を徹底するよう、併せて注意喚起をお願いします。

なお、このことについて貴管下市町村に対しましても、周知いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 台風が接近、通過する地域にあつては、都道府県、地域出先機関、水産業協同組合など関係機関の連絡体制を整備し、気象庁の台風情報を基に地域に雨、風等によりどのような影響があるか把握しつつ、地域の状況に応じた対応を速やかに現場に徹底すること。
- 2 人命第一の観点から、暴風雨、異常出水時においては、施設等の見回りについては、最新の気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないこと。また、暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、施設周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。特に、これまでの地震や台風、記録的な豪雨等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、人命を最優先に行動し、二次災害の防止に努めること。

- 3 漁船、定置網、養殖施設など海上にあるものについては、上架、陸揚げ、係留の強化、網抜きなど被害防止対策を講ずること。
- 4 荷さばき施設、水産加工施設、漁具倉庫などについては、事前に点検、排水路の清掃を行うとともに、防風対策をはじめとする被害防止対策を講ずること。
- 5 被災時に停電や断水等が発生した場合には、畜養施設の維持、冷凍庫での保存について、早急に対応できるよう努めること。特に、冷凍庫・冷蔵庫については、内部の温度上昇を避けるため、停電時の開閉は控えること。
- 6 漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置等の安全対策を講ずること。（別添「台風第10号に対する備えと被害報告等について」（令和2年9月2日水産庁防災漁村課水産施設災害対策室長事務連絡）を参照。）

令和 2 年 9 月 2 日

関係都道府県及び政令指定都市

水産関係公共土木施設等災害復旧事業担当課長 殿

水産庁防災漁村課

水産施設災害対策室長

台風第 10 号に対する備えと被害報告等について

平素、水産関係公共土木施設等災害復旧事業に関して特段のご理解、ご高配を賜り感謝申し上げます。さて、現在、大型で非常に強い台風第 9 号が長崎県の南西沖を北上中ですが、同時に台風第 10 号が接近しています。貴管下の漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置及び工事中の各施設について必要な安全対策を講じていただくようお願いします。

【令和 2 年 9 月 2 日 11 時 37 分、気象庁発表より抜粋】

台風第 9 号（中心気圧 990hPa、中心付近の最大風速 25m/s、最大瞬間風速 35m/s）は、マリアナ諸島にあって、およそ 15 km/h の速さで西南西へ進んでいます。

台風は今後発達しながら日本の南を北西へ進み、特別警報級の勢力まで発達し、6 日から 7 日にかけて、奄美地方から西日本にかけて接近または上陸するおそれがあります。

南西諸島から西日本、東日本太平洋側の広い範囲で 5 日から 7 日にかけて、警報級の高波となるおそれがあります。台風の動向によっては 6 日から 7 日にかけて、奄美地方から西日本では、暴風や警報級の大雨となり、大荒れの天気となる可能性があります。

災害関係の事務については、災害発生後迅速に対応する必要があることから、速やかに調査を実施する必要がありますが、人命第一の観点から、暴風雨時においては状況が収まるまで見回りは行わないで下さい。また、調査に当たっては、危険な箇所は無理をせず、安全に十分な配慮を行って下さい。調査結果については、漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領（漁港・海岸保全施設）、漁業用施設災害復旧事業事務取扱要領（漁業用施設）、農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱（共同利用施設）により速やかに下記までご報告いただくとともに、早急な対応が求められる場合には、水産庁と協議の上、応急工事を実施し、被害の拡大防止等に努めるようお願いします。

なお、このことについて貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しましても、ご周知いただきますようお願いいたします。

【災害報告連絡先】

水産庁 防災漁村課 水産施設災害対策室 金田、柳瀬、首藤、辻、福村、白石

Tel:03-3502-5638(直通) Fax:03-3581-0325

E-mail : takuya\_kaneda090@maff.go.jp (金田)

tomoyuki\_yanase060@maff.go.jp (柳瀬)

atsushi\_suto620@maff.go.jp (首藤)

hiroshi\_tsuji990@maff.go.jp (辻)

kohei\_fukumura460@maff.go.jp (福村)

haruhiro\_shiraish250@maff.go.jp (白石)

休日、夜間に重大、重要な災害又は応急対応が必要な災害が発生した場合は、防災漁村課水産施設災害対策室の携帯電話（080-8421-9435）にご連絡下さい。